

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第4節 特例申告</p> <p>(特例申告時の関係書類の提出)</p> <p>4-6 法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類がある場合は、当該書類に特例申告等番号、特例申告等年月日、特例申告先税関官署及び部門並びに通関業者等名その他必要事項を付記して、特例申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>この場合において、次のいずれかに該当するときは、前項において配信される特例申告控を「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」として出力し、当該書類を添付の上、通関担当部門へ2部（税関用1部、会計検査院用1部）提出するよう求めるものとする。</p> <p>(1) 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円）以上のもの</p> <p>(2) 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</p>	<p>第5章 輸入通関関係</p> <p>第4節 特例申告</p> <p>(特例申告控等の提出)</p> <p>4-6 特例申告の際の提出書類は次に定める書類とし、それぞれ1部を特例申告の日の翌日から3日以内（行政機関の休日の日数は算入しない。）に特例申告を行った税関官署の通関担当部門に提出することを求めるものとする。</p> <p>(1) 会計検査院に提出を要する次に掲げる場合にあっては、前項において配信される特例申告控を出力することによる「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）」又は「特例申告控（内国消費税等課税標準数量等申告控兼用）（納期限延長申請控兼用）」（以下「特例申告控等」という。）</p> <p>イ 有税品の場合で、関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額が300万円（長崎税関、函館税関及び沖縄地区税関においては200万円）以上のもの</p> <p>ロ 関税率表1品目に対する関税額又は内国消費税額について100万円以上の税額を軽減し、又は免除するもの</p> <p>(2) 法その他関税に関する法令の規定により、特例申告に際して税関に提出すべきものとされている書類</p>

## 新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日財関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
	<u>なお、上記(1)イ又はロに該当する場合には、当該書類を1部追加して、</u> <u>特例申告控等に添付するものとする。</u>